

# 初診時・再診時選定療養費改定のお知らせ

## ◎ 初診時・再診時選定療養費について

病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の医療機関等からの紹介状なしで受診された場合、「選定療養費」の支払を受けることが義務化されております。

この制度に基づき、診療費とは別途、請求いたしますのでご了承ください。

## ◎ 金額の改定について

令和4年度の診療報酬改定により、**10月1日**から初診時・再診時選定療養費の金額が以下のとおり改定となります。

### ・ 初診時選定療養費

(医科) 5,500円 → **7,700円** (歯科) 3,300円 → **5,500円**

紹介状なしで当院を初診で受診される場合にご負担いただく費用です。

※初診料から200点控除されます

### ・ 再診時選定療養費

(医科) 2,750円 → **3,300円** (歯科) 1,650円 → **2,090円**

当院では、病状の安定などにより、かかりつけ医への紹介を行っております。

① 紹介の案内を受けたが、ご自身の判断により、引き続き当院を受診される場合

② 紹介されたが、かかりつけ医等からの紹介状なしで再受診される場合

に、受診の都度ご負担いただく費用です。

※再診料から医科は50点、歯科は40点控除されます

## ◎ 例外

次の場合は、上記の選定療養費の対象外となります。

1. 救急車で搬送されて受診となった方
2. 国の公費負担医療制度、特定の障害・疾病等による公費負担医療の対象となっている方
3. HIV感染者
4. 当院の他の診療科から院内紹介されて受診する方
5. 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けている方
6. 外来受診後、そのまま入院となった方
7. 治験協力者の方
8. 災害により被害を受けて受診された方
9. 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療により受診された方
10. 当院を直接受診する必要性を特に認めた方 (急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等の場合は対象)

独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター

(掲示：外来ホール、再来受付)

